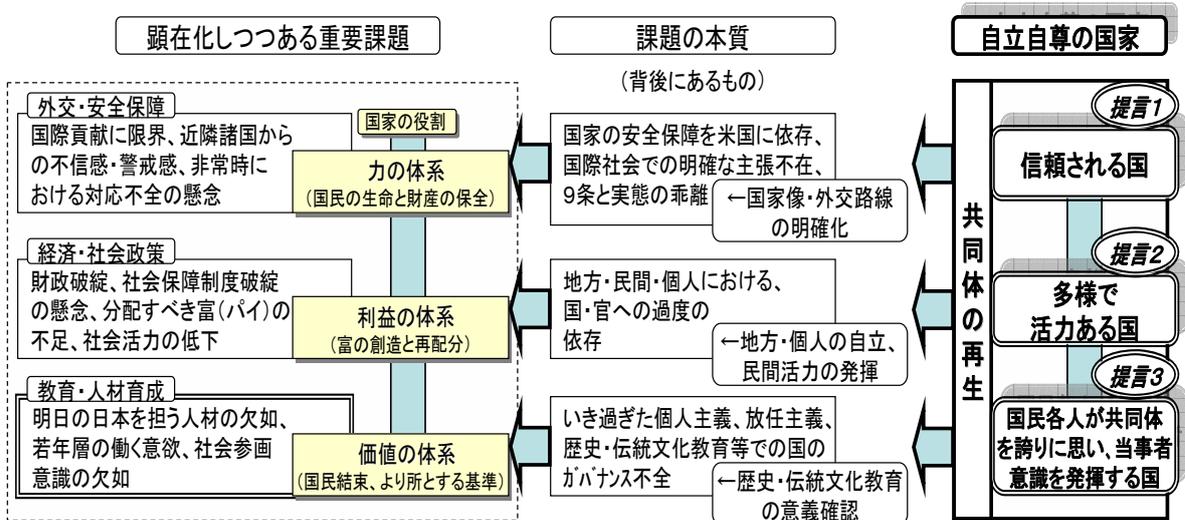


提言要旨 「自立自尊」の気概ある国家を目指して

基本認識

- ・これまでわれわれ日本人は、他の文明に対して自らを開き、それを取り入れ、時間をかけて同化し、固有の価値をつくり上げてきた。
- ・明治以降、近代西欧文明を受け入れるにあたって、名誉を重んじ、勤勉・正直を美徳とする伝統的な倫理や、自然と共生する美意識と調和させることで、独自の近代化を進め、物質的な豊かさを実現するとともに、小さな所得格差、長寿・健康社会、環境負荷の低い経済・社会構造、美しい国土と自然環境、伝統文化など、わが国固有の特質を育んできた。同時に、政教の分離、多元的価値観の受容、ナショナリズムの克服といった面でも、成熟した近代社会をつくり上げてきた。
- ・しかし、戦後60年が経過し、成長経済が終焉を迎えつつある現在、われわれは経済・社会政策、外交・安全保障、教育・人材育成等、国家の重要領域において対症療法では解決しえない課題に直面し、国民の間ではこれからの日本のあり方について議論しようという気運が高まっている。



- ・憲法を国のあり方、社会のあり方を包括的に規定するものとしてとらえ直し、自立自尊の国家を目指すことを明確化する
- ・国民一人ひとりが自立自尊の気概をもって、共同体に積極的に参画しその再生を図る

提言4

(現在直面する課題とその背後にあるもの)

まず「経済・社会政策」においては、少子高齢化・人口減少社会の到来、国家財政状況の悪化により、これまでの富の均一的配分が困難となり、地方・民間・個人の活力を引き出すために、国・官へ過度に依存した状況をいかに脱却するかという課題がある。また「外交・安全保障」においては、冷戦構造今なお残る朝鮮半島、台湾海峡問題、核不拡散、イラク、イラン問題等、複雑化を増す国際情勢にいかに対処するかという課題、さらには国家の安全保障を米国に依存する一方で、憲法9条と実態との乖離が発生し、国際社会におけるわが国の国家像を不透明化させてきたという問題がある。「教育・人材育成」においても、若年層の失業問題、教育現場の荒廃、少年犯罪の凶悪化等、これまで経験したことのない課題に直面するとともに、物質的な豊かさを実現した親自身が次代に伝承すべき価値観を見失っているという根源的な問題がある。

これら課題はそのいずれもが戦後60年間、われわれが国をはじめとする共同体のあり方に正面から向き合わず、その関係を希薄化させてきたことに原因がある。個人の尊重を重視するあまり、「自分らしく生きる」ことのみを追い求め、共同体を構成する一員として「善く生きる」とは何かを問い直すことなく、対症療法的な対応に終始した結果生じたものであるといえる。

(国家の体系)

わが国では、戦後長らく、国家とは自由な個人を外部から制約するものであるとする、国家と個人を対立的にとらえる国家観が一般的であった。また、その裏返しとして、国家をもっぱら国民にサービスを提供する組織としてとらえてきた。しかし、国家とは単にわれわれの外部に存在する「統治機構」であるだけでなく、歴史と文化の重層性に根ざし、われわれ自身がその一員であるところの「共同体」でもある。その意味で、国家とは「力の体系」であり、「利益の体系」であると同時に、「価値の体系」である。

(『自立自尊』の気概ある国家)

今われわれが明らかにすべき国家像は、安易に外部の価値観を受容するものでも、また排他的に自らの価値に固執するものであってならない。それは人権や民主主義といった近代国家としての普遍の原理と、わが国の歴史、伝統文化、自然風土に根ざした価値を踏まえ、それらとともに成り立たせる新たな価値の体系として再構築され、国際社会に対して主張されるものでなければならない。

このため、われわれは「力の体系」において、軍事力を背景とした対立軸で外交を展開するのではなく、紛争防止や多国間協力等により、多元的で、融和的、共生的な外交を通して世界の平和と安定に貢献するとともに、「利益の体系」において、技術の革新や新たな付加価値の創造を通して、魅力ある文化や効率の高い経済活動を実現し諸外国から憧れられる存在となり、さらに「価値の体系」においても、国民各人が国をはじめとする共同体をよくしようという思いを共有し、気概をもって行動する、『自立自尊』の国家となることを目指す。

提言1 われわれは、国際社会から「信頼される国」となることを目指す。このため、国際社会という共同体の『自立』した一員として、国の内外に対して、これからのわが国の安全保障のあり方(世界の平和と安定に貢献するという目的の範囲内で、必要な自衛軍を保持すること、および法律上厳重な制限を設けた上で集団的自衛権を行使するということ)を国民的議論を経て明らかにするとともに、憲法とわが国の実態との乖離を埋め、「信頼される国」となる前提条件の整備を進めるべきである。

提言2 われわれは、個性豊かな地域で構成される「多様で活力ある国」となることを目指す。このため、国と地方の関係においても、『自立自尊』の観点から、「道州制」の導入について、憲法上その位置づけを明確化するとともに、国および都道府県の首長は、これからの国のあり方を共有した上で、互いに協調して実現に向けた具体的行動を起こすべきである。

提言3 われわれは、国や地域社会をはじめとする「共同体」の再生と、自己が属する共同体への親しみや誇りの回復を目指す。このため、国は義務教育において、共同体を育んできた歴史、伝統文化を明確に位置づけ、それを真摯誠実に教えるべきである。また、親自身が家庭や地域社会において、子どもにそれらを教え、共同体参加の前提としての道義的社会的な責任を身につけさせるべきである。

提言4 国、自治体、企業、家庭をはじめとする共同体、さらにその構成員である国民一人ひとりが共同体の再生に向けて自覚的に行動しうよう、憲法を国家と個人の対立関係からとらえるのみでなく、「国のあり方、社会のあり方を包括的に規定」するものとしてとらえ、『自立自尊』の国家となるという意志を、憲法前文において明らかにすべきである。

以上